

議案第 77 号

北本市職員の給与に関する条例及び北本市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例及び北本市一般職の任期付職員の採用  
等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市職員の給与に関する条例及び北本市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市職員の給与に関する条例（昭和 28 年条例第 1 号）の一  
部を次のように改正する。

第 17 条の 5 第 2 項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の  
90」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分  
の 42.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用	1	150,500	178,300	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300

職員以外の職員	2	151,900	180,000	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	153,200	181,700	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	154,500	183,400	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	155,800	184,900	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	157,300	186,700	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	158,800	188,500	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	160,400	190,300	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	161,700	191,700	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	163,200	193,500	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	164,700	195,300	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	166,200	197,100	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	167,600	198,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	170,300	200,500	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	172,900	202,300	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	175,500	204,100	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	178,200	205,800	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	179,900	207,600	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	181,600	209,400	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	183,300	211,200	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	184,800	212,600	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	186,600	214,400	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	188,400	216,100	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	190,100	217,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	191,700	219,600	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	193,200	221,300	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	194,700	222,900	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	196,200	224,500	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	197,500	226,000	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	198,800	227,700	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	200,100	229,300	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000

32	201,400	230,900	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	202,700	232,200	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	204,000	233,700	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	205,300	235,100	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	206,600	236,400	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	207,800	237,700	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	209,100	238,900	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	210,400	239,900	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	211,700	241,100	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	212,800	242,400	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	213,900	243,600	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	214,900	244,800	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	216,000	246,100	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	217,100	247,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	218,100	248,400	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	468,100
47	219,000	249,800	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	468,400
48	220,000	251,300	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	468,700
49	220,600	252,700	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	469,000
50	221,500	254,100	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	469,300
51	222,300	255,500	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	469,600
52	223,200	256,800	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	469,900
53	223,900	258,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	470,200
54	224,900	259,300	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	470,500
55	225,700	260,700	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	470,800
56	226,600	262,000	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	471,100
57	227,300	263,300	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	471,400
58	228,100	264,400	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	471,700
59	229,000	265,700	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	472,000
60	230,100	267,000	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	472,300
61	230,800	268,000	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	472,600

62	231,500	269,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,400	472,900
63	232,100	270,400	325,700	365,100	381,500	403,600	444,700	473,200
64	232,900	271,700	326,500	365,800	382,100	403,900	445,000	473,500
65	233,700	272,800	327,400	366,100	382,500	404,200	445,300	473,800
66	234,400	273,800	327,800	366,800	383,100	404,500	445,600	474,100
67	235,100	274,800	328,500	367,500	383,700	404,800	445,900	474,400
68	235,700	275,900	329,300	368,200	384,300	405,100	446,200	474,700
69	236,400	277,100	330,100	368,500	384,700	405,300	446,500	475,000
70	237,200	278,100	330,800	369,100	385,200	405,600	446,800	475,300
71	238,000	279,000	331,500	369,800	385,700	405,900	447,100	475,600
72	238,700	280,000	332,200	370,400	386,300	406,200	447,400	475,900
73	239,400	280,700	332,700	370,700	386,600	406,400	447,700	476,200
74	240,100	281,600	333,300	371,300	387,000	406,700	448,000	476,500
75	240,800	282,300	333,800	372,000	387,400	407,000	448,300	476,800
76	241,500	283,200	334,400	372,600	387,800	407,200	448,600	477,100
77	242,100	284,200	334,700	373,000	388,100	407,400	448,900	477,400
78	242,800	285,000	335,200	373,500	388,400	407,700		477,700
79	243,500	285,800	335,600	374,100	388,700	408,000		478,000
80	244,200	286,600	336,100	374,600	389,000	408,200		478,300
81	244,900	287,400	336,500	375,100	389,200	408,400		478,600
82	245,400	287,900	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	245,800	288,300	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	246,300	288,800	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	246,600	288,900	338,300	376,900	390,200	409,400		
86		289,300	338,700	377,400	390,500	409,700		
87		289,500	339,200	377,800	390,800	410,000		
88		289,900	339,600	378,200	391,000	410,300		
89		290,100	339,900	378,600	391,200	410,600		
90		290,300	340,300	379,100	391,500	410,900		
91		290,700	340,800	379,500	391,800	411,200		

92		291,000	341,200	379,900	392,000	411,500		
93		291,300	341,400	380,200	392,200	411,800		
94		291,600	341,800	380,500	392,500	412,100		
95		291,900	342,300	380,800	392,800	412,400		
96		292,300	342,700	381,100	393,100	412,700		
97		292,600	342,800	381,400	393,400	413,000		
98		293,000	343,300	381,700	393,700	413,300		
99		293,300	343,700	382,000	394,000	413,600		
100		293,700	344,000	382,300	394,300	413,900		
101		293,800	344,300	382,600	394,600	414,200		
102		294,000	344,700	382,900	394,900	414,500		
103		294,400	345,100	383,200	395,200	414,800		
104		294,800	345,500	383,500	395,500	415,100		
105		295,000	346,000	383,800	395,800	415,400		
106		295,300	346,400	384,100	396,100	415,700		
107		295,700	346,800	384,400	396,400	416,000		
108		296,100	347,200	384,700	396,700	416,300		
109		296,300	347,700	385,000	397,000	416,600		
110		296,600	348,100	385,300	397,300	416,900		
111		297,000	348,400	385,600	397,600	417,200		
112		297,300	348,700	385,900	397,900	417,500		
113		297,500	349,200	386,200	398,200	417,800		
114		297,800	349,600	386,500	398,500	418,100		
115		298,200	350,000	386,800	398,800	418,400		
116		298,500	350,400	387,100	399,100	418,700		
117		298,700	350,800	387,400	399,400	419,000		
118			351,200	387,700		419,300		
119			351,600	388,000		419,600		
120			352,000	388,300		419,900		
121			352,400	388,600		420,200		

	122			352,800					
	123			353,200					
	124			353,600					
	125			354,000					
再任用 職員		186,900	214,400	246,800	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

第2条 北本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第6号中「2、3、4号の」を「第2号から第5号までに掲げる」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫  
第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第8条第4項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改める。

第9条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「扶養親族としての要件」を「扶養親族たる要件」に改め、同項第2号中「扶養親族としての要件」を「扶養親族たる要件」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合

においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、「扶養親族としての要件」を「扶養親族たる要件」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（当該扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち当該扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職務の級が8級である職員に職務の級を異にする異動があった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で新たに職務の級が8級となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第17条の5第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「371,000円」を「372,000円」に改め、同表2の項中「419,000円」を「420,000円」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条並びに附則第7項及び第8項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北本市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後の給与条例」という。)別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第7条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(改定日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成28年4月1日(以下「改定日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北本市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、第1条改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(改定日前の異動者の号給の調整)



4 改定日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（北本市職員の給与に関する条例及び北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第4号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

6 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

7 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の北本市職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」と

いう。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で

あつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 8 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「（職務の級が8級である職員にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（委任）

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。